

1. 事業方針

少子高齢化や核家族化の進展とともに、人と人とのつながりやコミュニティ意識の希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障がい者の自立支援など求められる福祉ニーズは多様化しています。

このような状況の中、国が打ち出している「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築など、地域福祉を推進する中心的な役割として、社会福祉協議会への期待がますます高まっています。

当協議会では、「ふれあいと支えあい、福祉の心豊かなまちづくり」を基本理念として、地域社会全体で問題解決に取り組み、市民が自立し安心して暮らせる心豊かな福祉社会の実現を目指し、各種事業に取り組んでいきます。

「野田市成年後見支援センター」においては、認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らすため、利用者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて必要な支援を行えるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し、総合的なサービス提供に努めると共に、親族後見人からの相談や後見活動を支援してまいります。

また、障がい福祉サービス事業である同行援護事業については、利用者のニーズが増加しているため、同行援護従事者養成研修会を開催し、従事者の確保に努めます。

市の受託事業である学童保育所の運営については、31年4月からは、みずき第2学童保育所がみずき学童保育所に、清水第3学童保育所が清水第2学童保育所に統合されるため、円滑な学童保育所の運営にあたり、更なる保育環境の改善、指導員確保等に努めます。

事業を推進するためには、財源の確保は非常に重要であり、会員会費、共同募金等が地域福祉を推進するための貴重な財源であることの理解を深めるため、事業活動や広報活動を通して市民へのより一層の周知に努めます。

また、今後ますます多様化・高度化する福祉ニーズに対応できるよう、社協職員の意識高揚、能力開発等による人材育成に努めるとともに、職員が意欲を持っていきいきと働くことができる組織づくりを進め、常に課題意識を持ち、事務事業の目的に沿って自ら考え行動できる職員の育成を進めます。

なお、今後の社会情勢の変化や地域のニーズ等を注視しながら、当協議会の果たすべき地域福祉の役割を進めていきます。

(重点事業)

- (1) 地区社会福祉協議会の活動強化
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 在宅福祉サービスの推進強化
- (5) 野田市成年後見支援センター事業の推進
- (6) 地域福祉支援活動の充実強化
- (7) 組織及び事業・財政基盤の強化

令和元年度 事業実施計画

| 事業項目 | 目的 | 主な実施事項 |
|------------------|---|--|
| 1 地区社会福祉協議会の活動強化 | (1) 地区社協の活動強化を推進する。 (2) 市民の地区社協活動への理解を高め、参加を促進する。 (3) 地区社協同士及び関係団体等とのつながりを深め連携強化する。 | ①地区社協連絡会の開催 ②地区社協ボランティアスタッフ懇談会の開催 ③情報提供の充実 |
| 2 ボランティア活動の推進 | (1) ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化を図る。 (2) ボランティア活動に参加できる環境や機会づくりを促進する。 (3) ボランティア活動者や団体及び受け入れ先との連携とフォローの強化を図る。 (4) ボランティア情報の積極的な収集に努める。 | ①ボランティアセンターの運営 ②市民ふれあいハートまつり ③各種ボランティア講座等の実施 ④社協ホームページや「ボランティア通信」ツイッター等、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用や情報提供の強化 ⑤ボランティア活動場所の発掘と情報収集の強化 ⑥介護支援ボランティアポイント事業（市受託事業） |
| 3 福祉教育の推進 | (1) 児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育むために学校や地域との連携を強化し、福祉意識の高揚を図る。 (2) 学校からの福祉学習に対する相談を積極的に受け入れ、関係福祉団体との連携を強化し福祉活動を推進する。 | ①車いす・目かくし歩行体験 ②夏休みボランティア体験 ③福祉読本の発行 ④福祉教育に関する相談窓口の強化 ⑤福祉団体との連携強化 ⑥福祉教育推進指定校と福祉教育推進指定団体のパッケージ指定事業の開催（31年度～33年度） |
| 4 在宅福祉サービスの推進強化 | (1) 児童、母子・父子福祉事業の推進を図る。 | ①育児支援家庭訪問事業（市受託事業） ②学童保育所運営事業（市受託事業） ③児童館休日管理事業（市受託事業） ④ファミリー・サポート・センター運営事業（市受託事業） ⑤チャイルドシート貸出事業 ⑥子どもの遊び場管理事業 |

| 事業項目 | 目的 | 主な実施事項 |
|----------------------|--|--|
| | (2) 高齢者、障がい者及び児童等の在宅福祉サービス事業の強化を図る。 ・受託事業の効率的な運営 ・自主事業の積極的な取り組み | ①車いす貸出事業 ②車いす対応自動車（たんぼぼ号・ゆうあい号）貸出事業 ③総合福祉会館管理運営事業（市受託事業） ④関宿福祉センターやすらぎの郷管理運営事業（市受託事業） |
| | (3) 障がい福祉サービス事業（同行援護事業）の実施 ・障害者総合支援法同行援護事業を実施し、視覚障がい者の福祉の向上を図る。 | ①同行援護事業 ・サービス提供体制の強化 ・職員研修の充実強化 ・相談支援事業所との連携強化 ・その他関係機関との連携強化 ・同行援護従事者養成研修の開催（新規） |
| | (4) 相談事業の充実強化 ・心配ごと相談所における総合相談や援助活動を推進するため、適切な助言と指導を実施し、生活支援活動の体制整備を図る。 | ①心配ごと相談事業 ・相談体制の機能強化 |
| 5 野田市成年後見支援センター事業の推進 | (1) 福祉サービス利用援助事業の実施 ・福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施し、高齢者や障がい者の生活を支援する。 | ①福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業） ・支援体制の強化 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ・広報啓発活動の強化 |
| | (2) 成年後見制度の相談・普及啓発活動の実施 ・成年後見制度の相談対応や普及啓発活動を実施し、成年後見制度に関する支援の充実を図る。 | ①成年後見制度の相談 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ・広報啓発活動の強化 ②成年後見制度の普及啓発 ・職員研修の充実強化 |
| | (3) 法人後見事業の実施 ・法人後見事業を実施し、被後見人等の生活を支援するとともに、権利擁護体制の充実を図る。 | ①法人後見事業 ・支援体制の強化 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ・広報啓発活動の強化 |

| 事業項目 | 目的 | 主な実施事項 |
|------------------|---|---|
| | (4) 後見人サポート事業の実施（新規） ・親族後見人からの相談を受け、後見活動を支援する。 | ① 後見人サポート事業（新規） ・支援体制の整備 ・職員研修の実施 ・事業内容の周知（広報） |
| | (5) 意思決定支援事業の実施 ・市民を対象にエンディングノートの無償配布を実施し、意思決定の支援に資する。 | ① エンディングノートの無償配布 ・配布部数の増加 ・エンディングノート書き方講座の内容充実、説明会の回数増加 |
| 6 地域福祉支援活動の充実強化 | (1) 障害者総合支援法地域生活支援事業の円滑な運営を図る。 | ① 手話奉仕員養成講座事業（市受託事業） ② 点字・声の広報等発行事業（市受託事業） |
| | (2) 障がいのある人とない人の相互理解の推進 | ① 「おひさまといっしょに」の開催 ② 「じょいんと」事業の開催 |
| | (3) 斎場売店事業の運営 ・市民の利便性の確保と精神障がい者の社会参加を図る。 | ① 斎場売店事業 ・効率的な運営の促進 ・支援体制の強化 ・関係機関との連携強化 |
| | (4) 要援護者（世帯）への支援 ・資金貸付事業の実施により、低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯等の経済的自立と安定した生活の維持、世帯更生を図る。 ・資金貸付事業に係る相談体制を強化する。 | ① 福祉資金貸付事業 ② 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業） ・自立更生への相談・指導援助の強化 ・借受世帯の現状把握及び償還の促進 ・関係機関等との連携強化 |
| 7 組織及び事業・財政基盤の強化 | (1) 財政基盤の強化と事業の推進を図る。 | ① 会員の加入促進 ② 自主財源確保の促進 ③ 福祉団体の事業活動に対する助成 ④ 団体助成事業の見直し |
| | (2) 市民の利便性と自主財源の確保を図る。 | ① 自動販売機・複写機の設置・管理 ② 入れ歯リサイクルボックスの設置 |

| 事業項目 | 目的 | 主な実施事項 |
|------|--|--|
| | (3) 広報啓発活動の推進 ・ 広報紙の発行等により福祉情報の伝達と福祉意識の高揚を図る。 | ① 「社福のだ」の発行及び内容の充実 ② ホームページの充実強化 ③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用 |
| | (4) 共同募金運動への協力 ・ 共同募金運動の趣旨を踏まえ、要援護者への支援及び在宅福祉活動の強化を図る。 | ① 共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）運動への協力 ② ひとり暮らし高齢者世帯エアコン・クリーニングサービスの充実（歳末たすけあい配分事業） |
| | (5) 事務局体制の強化 ・ 適正な人員配置計画に基づき、職員体制を強化 ・ 関係法令を遵守し、適切に対応できる組織づくりの構築 | ① コンプライアンスの遵守 ② 適正な人員の配置 |

令和元年度 年間事業計画(月別)

| 事業名 | 開催回数等 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---------------------------|-----------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 会議・委員会 | | | | | | | | | | | | | |
| 正副会長会議 | 毎月1回 | | | | | | | | | | | | |
| 理事会 | 年5回 他 | | ○ | | ○ | | | ○ | | | | ○ | ○ |
| 定時評議員会、評議員会 | 年2回 他 | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| 監査・内部経理監査 | 年1回・年4回 | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | | | ○ |
| 心配ごと相談所運営委員会 | 年1回 | | | | | | | | | ○ | | | |
| ボランティアセンター運営委員会 | 年3回 | | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ |
| 斎場売店事業運営委員会 | 年2回 | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| 歳末たすけあい配分委員会 | 年3回 | | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| 野田市成年後見支援センター運営委員会 | 随時 | | | | | | | | | | | | |
| 評議員選任・解任委員会 | 随時 | | | | | | | | | | | | |
| 共同募金会 | 年3回 他 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 地区社協連絡会 | 年2回 | | | | | ○ | | | | | | | ○ |
| 期間事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 広報活動事業(広報紙「社福のだ」の発行) | 年3回 | | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ |
| 会員及び会費の募集 | 6月、9月～12月 | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 共同募金運動への協力 | 9月～3月 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 歳末たすけあい配分事業 | 10月～12月 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 結婚50周年記念事業 | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 手話奉仕員養成講座開催事業(総合支援法・受託事業) | 前期課程(年1回) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 千葉県社会福祉大会 | 11月 | | | | | | | | ○ | | | | |
| 「おひさまといっしょに」の開催 | 6月15日 | | | ○ | | | | | | | | | |
| 「市民ふれあいハートまつり」の開催 | 11月16日 | | | | | | | | ○ | | | | |
| 「じょいんと」事業の開催 | 年3回 | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | |
| 戦没者追悼式の開催 | 11月8日 | | | | | | | | ○ | | | | |
| エンディングノート書き方講座 | 年3回 | ○ | | | | | | ○ | | ○ | | | |